

～各種容器への事業場内表示の案～

	譲渡提供時 の表示	事業場内での表示			
		原則	容器が小さい 場合	タンク、配管等	一時的に使用 する容器
名称	容器	容器	容器(注1)	容器(注2)	容器(注2)
成分	容器	容器	—	—	—
注意喚起語	容器	容器	—	—	—
人体に及ぼす作用・安 定性及び反応性	容器	容器	— 掲示(注3)	— 掲示(注3)	— 掲示(注3)
貯蔵又は取り扱い上 の注意	容器	容器	—	—	—
標章	容器	容器	—	—	—
表示をする者の氏名・ 住所及び電話番号	容器	—	—	—	—

注1 略称、番号、記号でも差し支えない。

注2 容器名を周知した上で、作業指示書等により名称を伝えることでも差し支えない。

注3 MSDSを活用しても差し支えない。